

## 受益者負担適正化指針に基づく 使用料・手数料の見直しについて

|                         | (ページ) |
|-------------------------|-------|
| 1. 受益者負担適正化・消費税関係について   | 1～3   |
| 2. 施設の使用料、利用料金などの改定について | 4～5   |
| 3. 周知関係について             | 6     |

令和元年 7 月

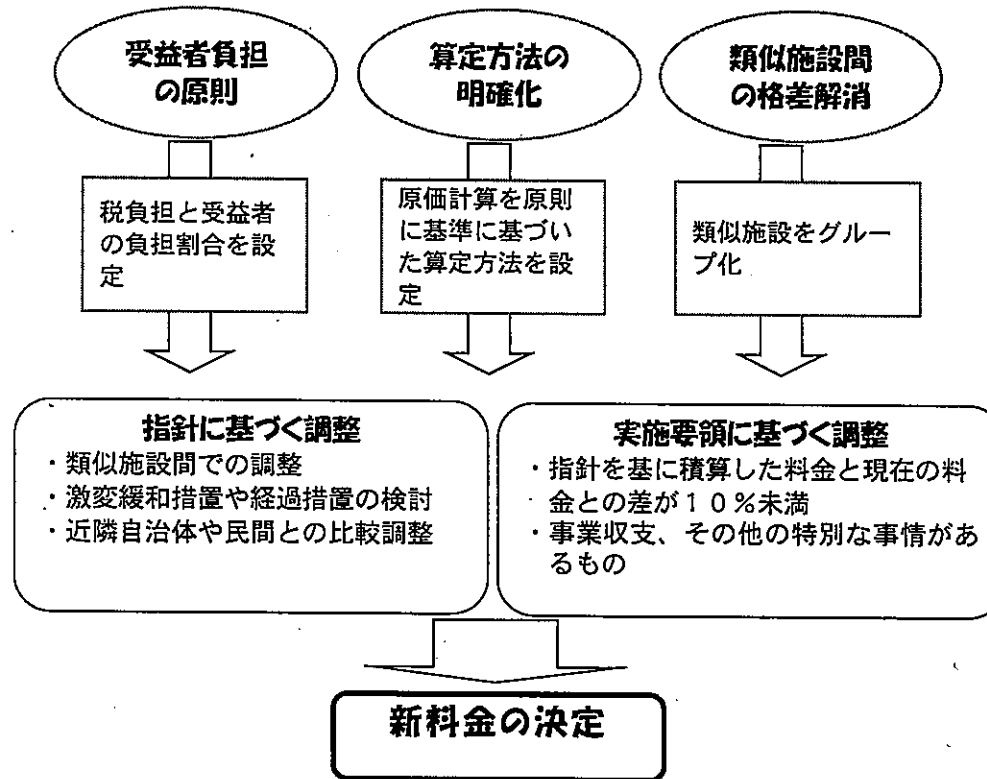
佐世保市

# I. 受益者負担適正化・消費税関係について

今回の受益者負担適正化・消費税関係議案については、受益者負担適正化指針に基づき使用料等の3年毎の見直しを行うとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から地方消費税を含む消費税の税率が10%に引き上げられることから、課税対象となる施設の使用料、利用料金などを改定するものです。  
なお、平成28年4月からの受益者負担適正化指針を適用した使用料等の3年毎の見直しは、平成31年4月となりますが、令和元年10月に消費税法及び地方税法の一部改正が予定されていたため、市民への影響を考慮し、令和元年10月からの適用としたものです。  
今回の見直しにあたっては、受益者負担の適正化指針及び消費税転嫁の基本的な考え方にに基づき行っております。

## 1. 受益者負担の適正化指針の概要

料金改定にあたっての基本的な考え方



## 2. 消費税率改定について

### 基本的な考え方

消費税率については、令和元年10月1日に8%から10%へ引き上げられることが予定されています。引き上げに際しては、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することが重要であるという政府の方針の下、次の3点を本市方針として改定作業を行ったものでございます。

①消費税課税対象の使用料等は、消費税率の引上げに伴う税負担について、転嫁を基本とすること。

②使用料等に消費税等が含まれている場合、即ち、内税の場合における消費税率の引上げに伴う端数処理は、10円未満の端数において、四捨五入を基本とすること。

③消費税率の引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外(受益者負担適正化指針に基づく見直し)の費用の変化等による公共料金等の改定を行う場合は、税負担の転嫁にかかる改定分と受益者負担適正化指針に基づく改定分とを区別すること。

### 3. 実施要領

| 原価上昇率            | 0.9倍未満 | 0.9倍以上<br>～1.0倍 | 1.0倍<br>～1.1倍未満 | 1.1倍以上 |
|------------------|--------|-----------------|-----------------|--------|
| 条例改正時における原価改正の有無 | ○      | ×               | ×               | ○      |
| 条例改正に際し、適用する原価   | 再算定後の額 | 調整後原価<br>※注意①   | 調整後原価<br>※注意①   | 再算定後の額 |

※原価＝税抜価格

注①: 調整後原価

例1) 現在の使用料が300円。原価計算の結果、前回算定の95%となった場合

現在の使用料 278円 × 1.08(税率) ≒ 300円  
 再算定の結果 原価の増減率が0.95倍の264円  
 改定後使用料 278円 × 1.1(税率) ≒ 310円

例2) 現在の使用料が300円。原価計算の結果、前回算定の109%となった場合

現在の使用料 278円 × 1.08(税率) ≒ 300円  
 再算定の結果 原価の増減率が1.09倍の303円  
 改定後使用料 278円 × 1.1(税率) ≒ 310円

前回、受益者負担導入時に無料施設が新たに料金を設定する場合は、経過措置として受益者負担額を算出した結果の50%減額としていましたが、経過措置期間を3年としていたため、今回の見直しにおいて激変緩和措置の1.5倍を超えない範囲としております。

受益者負担導入前の使用料 無料

前回の原価計算結果 136円 × 1.08(税率) ≒ 150円

現在の使用料(経過措置) 136円 × 1/2 × 1.08(税率) = 73.44円 四捨五入により70円

再算定の結果 前回原価の増加率が1.01倍の137円になり、136円(現行原価) × 1.1(税率) ≒ 150円

改定後使用料(激変緩和措置) 70円 × 1.5倍 = 105円 1.5倍を超えない設定とするため、10円未満を切り捨てし100円

## II. 施設の使用料、利用料金などの改定について

受益者負担適正化・消費税関係 50件

うち 受益者負担適正化 25件 消費税増 50件

※下記一覧のうち、「佐世保市冷水岳ふるさと物産館」及び「佐世保市烏帽子岳散策の森」の使用料についての条例は継続審査となっております。

| 条例名                                | 受益者負担適正化 |     |              |       | 消費税増 |
|------------------------------------|----------|-----|--------------|-------|------|
|                                    | 原価増      | 原価減 | 経過措置及び激変緩和措置 | グループ化 |      |
| 1 佐世保市博物館島瀬美術センター条例                |          |     |              |       | ○    |
| 2 佐世保市民文化ホール条例                     | ○        |     |              |       | ○    |
| 3 アルカスSASEBO 条例                    |          |     |              |       | ○    |
| 4 佐世保市宇久ターミナルビル条例                  |          |     |              |       | ○    |
| 5 佐世保市行政財産使用料条例                    |          |     |              |       | ○    |
| 6 させぼ市民活動交流プラザ設置条例                 |          |     | ○            |       | ○    |
| 7 佐世保市男女共同参画推進センター条例               |          |     | ○            |       | ○    |
| 8 佐世保市都市公園条例                       |          |     | ○            |       | ○    |
| 9 佐世保市白浜キャンプ場条例                    |          |     |              | ○     | ○    |
| 10 佐世保市烏帽子岳高原リゾートスポーツの里設置条例        | 新規設定あり   |     |              |       | ○    |
| 11 佐世保市白浜海浜公園条例                    |          |     |              |       | ○    |
| 12 佐世保市白岳自然公園条例                    |          |     |              |       | ○    |
| 13 佐世保市長串山公園条例                     |          |     |              |       | ○    |
| 14 佐世保市港湾施設管理使用条例                  |          |     |              |       | ○    |
| 15 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例         |          |     |              |       | ○    |
| 16 佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例 | ○        |     |              |       | ○    |
| 17 佐世保市福祉活動プラザ条例                   |          |     | ○            |       | ○    |
| 18 佐世保市立急病診療所条例                    |          |     |              |       | ○    |
| 19 佐世保市障害者文化体育施設条例                 |          |     |              | ○     | ○    |
| 20 佐世保市鹿町温泉施設条例                    | ○        |     |              |       | ○    |
| 21 佐世保市保健所及び保健福祉センター条例             |          |     | ○            |       | ○    |
| 22 佐世保市飼い犬等の管理に関する条例               |          |     |              |       | ○    |
| 23 佐世保市斎場条例                        |          |     |              |       | ○    |
| 24 佐世保市霊園納骨堂条例                     |          |     |              |       | ○    |
| 25 佐世保市子ども発達センター条例                 |          |     |              |       | ○    |
| 26 佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例            |          |     | ○            |       | ○    |
| 27 佐世保市教育集会所条例                     |          |     |              |       | ○    |
| 28 佐世保市体育文化館条例                     |          |     |              | ○     | ○    |

| 条例名                      | 受益者負担適正化 |     |              |       | 消費税増 |
|--------------------------|----------|-----|--------------|-------|------|
|                          | 原価増      | 原価減 | 経過措置及び激変緩和措置 | グループ化 |      |
| 29 佐世保市総合グラウンド条例         |          |     |              | ○     | ○    |
| 30 佐世保市東部スポーツ広場条例        |          |     |              | ○     | ○    |
| 31 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場条例    |          |     |              | ○     | ○    |
| 32 佐世保市温水プール条例           |          |     |              | ○     | ○    |
| 33 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例 |          |     | ○            | ○     | ○    |
| 34 佐世保市宇久地区体育施設条例        |          |     |              | ○     | ○    |
| 35 佐世保市小佐々地区体育施設条例       |          |     | ○            | ○     | ○    |
| 36 佐世保市江迎地区体育施設条例        |          |     |              | ○     | ○    |
| 37 佐世保市鹿町地区体育施設条例        |          |     |              | ○     | ○    |
| 38 佐世保市総合教育センター条例        |          |     | ○            |       | ○    |
| 39 佐世保市産業支援センター条例        |          |     |              |       | ○    |
| 40 三川内焼伝統産業会館条例          |          |     |              |       | ○    |
| 41 佐世保市労働福祉センター条例        |          |     |              |       | ○    |
| 42 西海国立公園九十九島動植物園条例      |          |     |              |       | ○    |
| 43 九十九島パールシーリゾート条例       |          |     |              |       | ○    |
| 44 佐世保市吉井活性化センター施設条例     | ○        |     |              |       | ○    |
| 45 佐世保市世知原活性化施設条例        |          |     |              |       | ○    |
| 46 佐世保市吉井構造改善センター条例      | ○        |     |              |       | ○    |
| 47 佐世保市冷水岳ふるさと物産館条例      |          |     | ○            |       | ○    |
| 48 佐世保市烏帽子岳散策の森条例        |          |     |              |       | ○    |
| 49 佐世保市漁港管理条例            |          |     |              |       | ○    |
| 50 佐世保市漁民総合センター条例        |          |     |              |       | ○    |

## 10月から公共施設の料金が変わります

本市には公民館や文化施設、スポーツ施設といったさまざまな公共施設があります。これらの管理運営費は、利用者が支払う「使用料」等と市民の皆さんの「税金」で賄っています。この使用料は利用者が受けるサービスと費用負担の均衡を図り、施設等を利用する人と利用しない人の税負担の公平性を保つために設定しているものです。今回の使用料の改定に当たっては、10月からの消費税率10%への引き上げを反映させたほか、各施設の経費や受益者負担割合を見直し、類似施設等との格差解消などを行って設定しています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 主な施設の使用料・手数料の改定内容(抜粋)

| 施設名                     | 貸出区分など                                | 貸出時間                                  | 使用料                      |                          |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                         |                                       |                                       | 改定前                      | 改定後                      |
| 男女共同参画推進センター「スピカ」       | 研修室1(目的利用)                            | 1時間                                   | 70円                      | 100円                     |
| サン・アピリテイクス 佐世保          | 体育室(練習)、全面                            | 1時間                                   | 1,330円                   | 1,350円                   |
| 公園のスポーツ施設               | 多目的広場1コート                             | 1時間                                   | 100円                     | 150円                     |
| 市民文化ホール(旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館) | ホール                                   | 1時間                                   | 1,530円                   | 1,850円                   |
| 体育文化館                   | 体育館(練習)<br>バスケットボール1面                 | 1時間(市民)                               | 1,060円                   | 1,080円                   |
|                         |                                       | 1時間(市外者)                              | 1,330円                   | 1,350円                   |
| 総合グラウンド                 | テニール(個人) 高校生以上                        | 1時間(市民)                               | 450円                     | 500円                     |
|                         |                                       | 1時間(市外者)                              | 600円                     | 680円                     |
|                         |                                       | 1時間                                   | 1,400円                   | 1,430円                   |
| 東部スポーツ広場                | 体育館(練習)<br>ハンドボール1面                   | 1時間(市民)                               | 2,120円                   | 2,160円                   |
|                         |                                       | 1時間(市外者)                              | 2,660円                   | 2,700円                   |
| 温水プール                   | 個人2時間(高校生以上、市民)                       | 440円                                  | 450円                     |                          |
|                         |                                       | 個人2時間(高校生以上、市外者)                      | 520円                     | 530円                     |
| 総合教育センター                | ラネスタリウム等観覧料                           | 大人1回                                  | 310円                     | 320円                     |
|                         |                                       | 講座室3<br>社会教育目的1時間<br>社会教育目的以外・市外団体1時間 | 50円<br>250円              | 70円                      |
| 中央公民館                   | 講座室3<br>社会教育目的1時間<br>社会教育目的以外・市外団体1時間 | 50円<br>250円                           | 70円                      |                          |
| 試験検査手数料                 |                                       |                                       | 水質5,900円以内<br>食品6,150円以内 | 水質6,010円以内<br>食品7,530円以内 |

※上記掲載以外でも使用料改定を行っている施設があります。改定内容については市ホームページをご覧ください、各施設にお尋ねください。

※「冷水岳ふるさと物産館」「烏帽子岳散策の森」の使用料についてはの条例は継続審査になっています。

◎財政課 ☎ 24-1111